



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日
(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 生活保護法による医療扶助のための医療を担当させる指定医療機関の指定 (福祉政策課) 1
- 生活保護法による医療扶助のための医療を担当させる指定医療機関の名称の変更の届出 (福祉政策課) 2
- 生活保護法による医療扶助のための医療を担当させる指定医療機関の所在地の変更の届出 (福祉政策課) 2
- 生活保護法による医療扶助のための医療を担当させる指定医療機関の事業の廃止の届出 (福祉政策課) 2
- 歳入の収納の事務の委託 (農政経済課) 3
- 土地改良区の清算人の就任の届出 (村づくり計画課) 3
- 警備員指導教育責任者講習の委託契約に係る一般競争入札参加資格に関する規程及び機械警備業務管理者講習に係る一般競争入札参加資格に関する規程の一部を改正する告示 (警察本部生活安全企画課) 3

公 告

- 特定調達契約に係る落札者の決定・2件 (科学技術振興課) 4
- 開発行為に関する工事の完了・2件 (建築指導課) 4

訓 令

- 沖縄県生涯学習推進本部設置規程の一部を改正する訓令 (教育庁生涯学習振興課) 5

教育委員会事項

- 沖縄県文化財保護条例による有形文化財の指定・2件 7
- 沖縄県指定無形文化財保持者の追加認定 7
- 分限懲戒審査委員会規程の一部を改正する訓令 8

公安委員会事項

- 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則 8

監査委員事項

- 包括外部監査人からの監査の結果に基づく措置の通知に係る事項の公表 10

告 示

沖縄県告示第309号

生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第49条の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成26年 5月16日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	指定年月日
パール歯科	宜野湾市赤道一丁目3番1号	平成25年11月1日
本部カムカム歯科医院	本部町字大浜858番地8	平成26年3月1日
上よなばるクリニック	与那原町字上与那原464番地	平成26年4月1日

訪問看護ステーションこころのかて	沖縄市比屋根六丁目10番11号メゾンかりゆし101	平成26年4月1日
ももたろう薬局	浦添市宮城六丁目1番20号メゾンヨシナガ1F	平成26年4月1日
ぎんばるの杜金武リハビリテーションクリニック	金武町字金武10912番地	平成26年4月1日
セルージュデンタルクリニック	宜野湾市我如古一丁目34番5号	平成26年4月1日
とうま整形外科クリニック	北谷町字桑江123番地2階	平成26年4月4日
西原歯科	西原町翁長641番地1F	平成26年4月12日

沖縄県告示第310号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成26年5月16日

沖縄県知事 仲井眞弘多

名称の変更

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	変更前	変更後	変更年月日
パークレーじのん整形外科	浦添市当山二丁目2番11号201	武内整形外科	パークレーじのん整形外科	平成26年4月1日

沖縄県告示第311号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成26年5月16日

沖縄県知事 仲井眞弘多

所在地の変更

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	変更前	変更後	変更年月日
どりーむ訪問看護ステーション	金武町字金武3447番地1	金武町字金武520番地1	金武町字金武3447番地1	平成26年3月24日

沖縄県告示第312号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から次のとおり事業を廃止した旨の届出があった。

平成26年5月16日

沖縄県知事 仲井眞弘多

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	廃止年月日
パール歯科	宜野湾市赤道一丁目3番1号	平成25年10月31日
本部カムカム歯科医院	本部町字大浜858番地8	平成26年2月28日
北部カムカム歯科医院	名護市宇茂佐の森二丁目19番1号	平成26年3月31日
本部カムカム歯科医院	本部町字大浜858番地8	平成26年3月31日

健康文化村クリニック	宜野湾市真志喜三丁目28番2号	平成26年3月31日
幸地薬局仲道店	石垣市字登野城655番地19	平成26年4月1日
星薬局ひらえ店	石垣市字平得135番地7	平成26年4月7日
くくる歯科医院	浦添市字経塚600番地	平成26年4月30日

沖縄県告示第313号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の収納の事務を委託した。

平成26年5月16日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 委託した収納事務 農業改良資金貸付金に係る滞納元金の収納事務
- 2 受託者の名称及び所在地
 - (1) 名称 株式会社沖縄債権回収サービス
 - (2) 所在地 那覇市西1丁目19番7号フェアビル
- 3 委託期間 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

沖縄県告示第314号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第16項の規定により、次のとおり真稲土地改良区から清算人が就任した旨の届出があった。

平成26年5月16日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

氏名	住所
照屋義松	名護市字真喜屋16番地
島袋栄庄	名護市字稲嶺240番地3
親川清松	名護市大西五丁目13番24号
大山功	名護市字稲嶺984番地8
島袋哲夫	名護市字真喜屋208番地
喜納健治	名護市字真喜屋327番地1
喜納啓	名護市字稲嶺7番地
宮平正三	名護市字真喜屋493番地3

沖縄県告示第315号

警備員指導教育責任者講習の委託契約に係る一般競争入札参加資格に関する規程及び機械警備業務管理者講習に係る一般競争入札参加資格に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成26年5月16日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

警備員指導教育責任者講習の委託契約に係る一般競争入札参加資格に関する規程及び機械警備業務管理者講習に係る一般競争入札参加資格に関する規程の一部を改正する告示
(警備員指導教育責任者講習の委託契約に係る一般競争入札参加資格に関する規程の一部改正)

第1条 警備員指導教育責任者講習の委託契約に係る一般競争入札参加資格に関する規程（平成19年沖縄県告示第335号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号及び第3条第2項中「第13条」を「第12条」に改める。

（機械警備業務管理者講習に係る一般競争入札参加資格に関する規程の一部改正）

第2条 機械警備業務管理者講習に係る一般競争入札参加資格に関する規程（平成19年沖縄県告示第336号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号及び第3条第2項中「第13条」を「第12条」に改める。

附 則

この告示は、平成26年5月16日から施行する。

公 告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

平成26年5月16日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 ウイルスほか遺伝子解析装置 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県企画部科学技術振興課 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号
- 3 落札者を決定した日 平成26年3月12日
- 4 落札者の名称及び所在地 沖縄メディックス株式会社 沖縄県島尻郡南風原町字津嘉山1582番地
- 5 落札金額 29,767,500円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日 平成26年1月31日

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

平成26年5月16日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 微生物のタンパク質・ゲノム解析装置 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県企画部科学技術振興課 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号
- 3 落札者を決定した日 平成26年3月12日
- 4 落札者の名称及び所在地 沖縄メディックス株式会社 沖縄県島尻郡南風原町字津嘉山1582番地
- 5 落札金額 48,730,500円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日 平成26年1月31日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成26年5月16日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成25年6月21日 沖縄県指令土第908号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 豊見城市字翁長105番
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 豊見城市字翁長105番地 高安保弘
- 5 検査済証番号 平成26年5月2日 第4107号
- 6 工事完了年月日 平成26年4月26日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成26年 5月16日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成25年 6月19日 沖縄県指令土第882号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 豊見城市字翁長771番 1
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 豊見城市字上田 6 番地コーポ金城第二住宅202号 作田利和、豊見城市字上田 6 番地コーポ金城第二住宅202号 作田奈恵美
- 5 検査済証番号 平成26年 5月 2日 第4108号
- 6 工事完了年月日 平成26年 4月11日

訓 令

沖縄県訓令第98号

沖縄県教育委員会訓令第 8 号

沖縄県警察本部訓令第20号

庁 内 一 般
教 育 庁
警 察 本 部

沖縄県生涯学習推進本部設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成26年 5月16日

沖 縄 県 知 事 仲 井 眞 弘 多
沖縄県教育委員会委員長 宮 城 奈 々
沖縄県警察本部長 笠 原 俊 彦

沖縄県生涯学習推進本部設置規程の一部を改正する訓令

沖縄県生涯学習推進本部設置規程（平成 4年沖縄県訓令第 5 号・沖縄県教育委員会訓令第 1 号・沖縄県警察本部訓令第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 4 項中「教育庁生涯学習振興課副参事」を「教育庁生涯学習振興課生涯学習推進監」に改める。

別表第 1 中 「環境生活部長」を「環境部長」に改める。
「福祉保健部長」を「子ども生活福祉部長 保健医療部長」に改める。

別表第 2 及び別表第 3 を次のように改める。

別表第 2（第 6 条関係）

- 知事公室広報交流課長
- 総務部総務私学課長
- 総務部職員厚生課長
- 企画部企画調整課長
- 企画部科学技術振興課長
- 企画部地域・離島課長
- 環境部環境政策課長
- 環境部自然保護・緑化推進課長
- 子ども生活福祉部高齢者福祉介護課長
- 子ども生活福祉部青少年・子ども家庭課長
- 子ども生活福祉部子育て支援課長
- 子ども生活福祉部障害福祉課長
- 子ども生活福祉部県民生活課長

子ども生活福祉部平和援護・男女参画課長
保健医療部健康長寿課長
保健医療部薬務疾病対策課長
農林水産部営農支援課長
農林水産部糖業農産課長
農林水産部森林管理課長
農林水産部水産課長
商工労働部産業政策課長
商工労働部ものづくり振興課長
商工労働部中小企業支援課長
商工労働部雇用政策課長
文化観光スポーツ部観光振興課長
文化観光スポーツ部文化振興課長
文化観光スポーツ部スポーツ振興課長
土木建築部都市計画・モノレール課長
教育庁総務課長
教育庁教育支援課長
教育庁施設課長
教育庁学校人事課長
教育庁県立学校教育課長
教育庁義務教育課学力向上推進室長
教育庁保健体育課長
教育庁文化財課長
警察本部警務部警務課長
警察本部生活安全部生活安全企画課長
警察本部交通部交通企画課長

別表第3（第7条関係）

知事公室広報交流課広報広聴班班長
総務部総務私学課私学・法人班班長
総務部職員厚生課厚生保健班班長
企画部企画調整課総務班班長
企画部科学技術振興課科学振興班班長
企画部地域・離島課地域振興班班長
環境部環境政策課環境企画班班長
環境部自然保護・緑化推進課自然保護班班長
子ども生活福祉部高齢者福祉介護課在宅福祉班班長
子ども生活福祉部青少年・子ども家庭課青少年育成班班長
子ども生活福祉部子育て支援課子育て班班長
子ども生活福祉部障害福祉課地域生活支援班班長
子ども生活福祉部県民生活課消費生活班班長
子ども生活福祉部平和援護・男女参画課男女共同参画班班長
保健医療部健康長寿課健康づくり班班長
保健医療部薬務疾病対策課薬務班班長
農林水産部営農支援課営農担い手班班長
農林水産部糖業農産課さとうきび班班長
農林水産部森林管理課森林企画班班長
農林水産部水産課水産企画班班長
商工労働部産業政策課総務班班長
商工労働部ものづくり振興課工芸・ファッション産業班班長

商工労働部中小企業支援課支援班班長
 商工労働部雇用政策課雇用企画班班長
 文化観光スポーツ部観光振興課受入推進班班長
 文化観光スポーツ部文化振興課文化振興班班長
 文化観光スポーツ部スポーツ振興課スポーツ振興班班長
 土木建築部都市計画・モノレール課公園緑地班班長
 教育庁総務課教育企画班主幹
 教育庁教育支援課学校予算班班長
 教育庁施設課企画財産班班長
 教育庁学校人事課健康管理班班長
 教育庁県立学校教育課高校教育改革班主任指導主事
 教育庁義務教育課学力向上推進室主任指導主事
 教育庁保健体育課学校安全・給食班班長
 教育庁文化財課管理班班長
 警察本部警務部警務課課長補佐
 警察本部生活安全部生活安全企画課課長補佐
 警察本部交通部交通企画課課長補佐

附 則

この訓令は、平成26年 5月16日から施行する。

教育委員会事項

沖縄県教育委員会告示第13号

沖縄県文化財保護条例（昭和47年沖縄県条例第25号）第4条第1項の規定により、沖縄県指定有形文化財を次のとおり指定する。

平成26年 5月16日

沖縄県教育委員会

委員長 宮 城 奈 々

- 1 名称及び員数 紙本着色喜久村黎聡（片目地頭代）像 1幅
附 御拝領帯 3本
- 2 所在の場所及び所有者
 - (1) 所在の場所 久米島町字嘉手苅542番地 久米島博物館
 - (2) 所有者 喜久村等

沖縄県教育委員会告示第14号

沖縄県文化財保護条例（昭和47年沖縄県条例第25号）第4条第1項の規定により、沖縄県指定有形文化財を次のとおり指定する。

平成26年 5月16日

沖縄県教育委員会

委員長 宮 城 奈 々

- 1 名称及び員数 苧麻紺地鶴に波頭文様紅型幕 2張
- 2 所在の場所及び所有者
 - (1) 所在の場所 久米島町字嘉手苅542番地 久米島博物館
 - (2) 所有者 喜久村等

沖縄県教育委員会告示第15号

沖縄県文化財保護条例（昭和47年沖縄県条例第25号）第20条第5項の規定により、次の表の左欄に掲げる

沖縄県指定無形文化財の保持者として、同表右欄に掲げる者を追加して認定する。

平成26年 5月16日

沖縄県教育委員会

委員長 宮 城 奈 々

無形文化財の名称	保持者	
	氏名	住所
八重山上布	平良蓉子	石垣市字真栄里27番地 2
	糸数江美子	石垣市字新川285番地 6
	松竹喜生子	石垣市字白保268番地218

沖縄県教育委員会教育長訓令第17号

教 育 庁

分限懲戒審査委員会規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成26年 5月16日

沖縄県教育委員会

教育長 諸 見 里 明

分限懲戒審査委員会規程の一部を改正する訓令

分限懲戒審査委員会規程（昭和53年沖縄県教育委員会教育長訓令第1号）の一部を次のように改正する。
第3条第3項中「、参事」を「、参事（教育長が指名する者に限る。）」に、「、義務教育課長及び総務課総務班長」を「及び義務教育課長」に改める。

附 則

この訓令は、平成26年 5月16日から施行する。

公安委員会事項

沖縄県公安委員会規則第9号

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年 5月16日

沖縄県公安委員会

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行細則（平成14年沖縄県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中

「この処分に不服があるときは、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づき、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に沖縄県公安委員会（沖縄県警察本部交通部交通企画課経由）に対し、異議申立てをすることができます。」

を

（教示事項）

- この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、沖縄県公安委員会（沖縄県警察本部交通部交通企画課経由）に対して異議申立てをすることができます（この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなりま

す。)

- 2 この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、沖縄県を被告として（訴訟において沖縄県を代表する者は、沖縄県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（当該異議申立てに対する決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

に改める。

様式第7号を次のように改める。

様式第7号（第8条関係）

沖縄県公安委員会達（交企）第 号

認 定 取 消 通 知 書

認定年月日
 認定証番号
 住 所
 氏名又は名称

殿

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第7条第1項の規定により、自動車運転代行業の認定を取り消したので通知します。

理 由

年 月 日

沖縄県公安委員会 印

(教示事項)

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に沖縄県公安委員会（沖縄県警察本部交通部交通企画課経由）に対して、異議申立てをすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）。

2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、沖縄県を被告として（訴訟において沖縄県を代表する者は沖縄県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えをすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においても、当該異議申立てに対する決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができません。）。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

様式第8号から様式第10号までの規定中

この処分に不服があるときは、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づき、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に沖縄県公安委員会（沖縄県警察本部交通部交通企画課経由）に対し、異議申立てをすることができます。

を

（教示事項）

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、沖縄県公安委員会（沖縄県警察本部交通部交通企画課経由）に対して異議申立てをすることができます（この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）。
- 2 この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、沖縄県を被告として（訴訟において沖縄県を代表する者は、沖縄県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の異議申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（当該異議申立てに対する決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

に改める。

附 則

この規則は、平成26年5月16日から施行する。

監 査 委 員 事 項

沖縄県監査委員公表第4号

平成23年6月28日付けで公表した包括外部監査の結果に基づき講じた措置、平成24年5月29日付けで公表した包括外部監査の結果に基づき講じた措置及び平成25年5月31日付けで公表した包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、知事から通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、次のとおり公表する。

平成26年5月16日

沖縄県監査委員 知 念 建 次
沖縄県監査委員 押 鐘 博 子

沖縄県監査委員 新 垣 哲 治
 沖縄県監査委員 渡 久 地 修

－平成22年度包括外部監査報告にかかる分－
 〈過年度の措置状況とそれに対する評価〉

1 平成13年度包括外部監査報告に対する措置にかかる分

平成22年度包括外部監査結果報告書の内容				平成22年度包括外部監査人の評価に係る措置	担当部課
当初の指摘区分	当初の監査結果等	当初の措置内容又は未措置理由	当初の措置内容等に対する監査人の評価		
監査意見	<p>【建設コストについて】 近年に建築された県営住宅の1戸当りの原価は、那覇市内で2,700～3,600万円とかなり高額となっている。民間の分譲マンション3LDKが2,000～2,500万円で販売されていることと対比すると、かなり高額の住宅と低所得者のための住宅ということを考えると、堅い所得者が対象となるであろう分譲マンションの価格が年々下落していることと対比して疑問を感じる。県営団地は比較的大規模の建築であることは可能であり、追求すべきであると思われる。</p> <p>建設に当たり国から標準建設費が示され、その枠内に収まっているとはいえ、最終的には県民・国民の負担になるものである。</p>	<p>標準建設費を下回るコストを維持しているものがある。善の余地があることから、更なる低コストの手法として「県営住宅整備方針」を策定する。</p> <p>・同整備方針では、セーフティネットとしての公営住宅の目的を踏まえ、その要求（ニーズ）を明確に示すこと、耐久性を考慮した素材及び構法を選定すること、適切な材料を排除することとして減することとしている。</p> <p>・今年度、企画、設計、管理、福祉、防災等の側面からの意見を反映した整備手法を確立することとしている。</p>	<p>措置を講じたとは評価できない。民間分譲マンションの1戸当たり原価が高いと認められ、かつコスト意識が求められなければならない。指摘された経緯は8年以上経過した段階であり、対緩</p>	<p>近年の県営住宅では、不十分な意匠や不適切な材料の排除等を行った標準的な設計に統一することにより、建設にかかる1戸当り単価は、1,700万円台/戸となっており、指摘された当時のコストと比較し改善されている。</p> <p>今後は、初期建設コストの低減に加え、長寿命化を念頭に置いた維持管理、設計手法等を含めた生涯コストの低減を図る。</p>	土木建築部住宅課

2 平成16年度包括外部監査報告に対する措置にかかる分

平成22年度包括外部監査結果報告書の内容				平成22年度包括外部監査人の評価に係る措置	担当部課
当初の指摘区分	当初の監査結果等	当初の措置内容又は未措置理由	当初の措置内容等に対する監査人の評価		
監査意見	<p>【県立芸術大学】 (7)図書管理について、収蔵図書に関する情報を県民に広く提供して、図書利用を高める工夫が必要である。また、彫刻等の芸術作品等が地下倉庫に多数保管されているが、これらの収蔵品についても展示会を多く開催する等して活用すべきである。</p>	<p>【H18.5.16公報(第3455号)】 ・大学図書館の図書管理に関しては、沖縄県財務規則及び日本十進分類法に基づき今後適切に管理する。また、ホームページ等の活用による収蔵図書利用促進のための広報活動を実施し、図書利用を高めたい。</p> <p>・収蔵庫の芸術作品等については、教職員、学生及び一般県民を対象に</p>	<p>措置を講じたとはいえない。</p>	<p>監査結果を受けて、平成23年度から県内図書館横断検索システムに参加したことにより、多くの利用者が増え、当館所蔵図書の検索を行えるようになり、平成24年度から沖縄県生涯学習情報提供システムの利用を申請し、当該システムを用い、図書館の利用促進を図っており、平成23年10月に美術工芸学部の一部崎山キャンパス移転があったにもかかわらず、近年入館者数は増加している。</p> <p>(来館者数：H22年度 20,223人 → H24年度 22,079人)</p>	文化観光スポーツ部文化振興課

		<p>年1回の企画展示会を開催しており、今後は収蔵品活用の観点から展示回数を増やしたい。</p> <p>【その後の状況等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学内の芸術資料 ・作品については、主に授業での活用、学外学生の閲覧等に利用されている。 <p>今年度は年1回の企画展示会以外に初めて卒業・修了制作優秀作品展を行った。各専攻単位での展示会等より多くの利活用に努めたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専門的職員（司書等）の配置がなない、若しくは少ない（学芸員等）などの人的要因により、十分な利活用が進等が図れていない側面もある。 	<p>展示については、他館との連携による収蔵品の活用等を開始し、平成24年度は、県立博物館を皮切りに「沖縄復帰40周年記念紅型 bin gata-琉球王朝のいろとかたち-」を鎌倉資料貸出を行い、横浜能楽堂主催展示会へは、三線「富盛開鐘」の貸出を行った。</p> <p>また、平成25年度には県立博物館・美術館学芸員講座「ウチナーンチュが好いた名器三線の音色」に三線「富盛開鐘」の貸出を行った。</p> <p>平成26年度にも沖縄県立博物館・美術館の主催する展示会に鎌倉資料を貸し出すことが予定されている。</p> <p>重要文化財「琉球芸術調査写真鎌倉芳太郎撮影調査記録」等の鎌倉資料については、写真データとしても整理をし、データの貸出も行い、貸出先であるマスメディア、教育機関等が制作する媒体を広く公開できる。</p>
--	--	--	--

3 平成18年度包括外部監査報告に対する措置にかかる分

平成22年度包括外部監査結果報告書の内容				平成22年度包括外部監査人の評価に係る措置	担当部課
当初の指摘区分	当初の監査結果等	当初の措置内容又は未措置理由	当初の措置内容等に対する包括外部監査人の評価		
監査意見	<p>【県立博物館・美術館】すべての委託契約が随意契約となっている。一定額以上の随意契約については、第三者機関のチェックが必要である。</p>	<p>監査の指摘では、「公共工事入札等適正化委員会」の機能拡充を提言しているため、措置を講じていない。</p>	<p>左記の理由説明は、当部限の権限に留め、外部に訴求する措置を講じていないと読み取れる。また、公表による今後の発注は、委員会の検討対象と異なる旨があるが、委員会の検討範囲のみならず、含まれている。</p>	<p>監査結果を受けて、平成24年度から、県立博物館・美術館で実施している委託契約においては、原則として入札手続を採用し、透明性・公平性の確保およびコスト削減に努めている。</p> <p>また、入札に拠らず一定額以上の随意契約を行うこととなった場合には、理由を明確にするとともに、必要に応じ公共工事入札等適正化委員会が図られるよう努めている。</p>	文化観光スポーツ部文化振興課

4 平成20年度包括外部監査報告に対する措置にかかる分

平成22年度包括外部監査結果報告書の内容	平成22年度包括外部監査人 担当部課
----------------------	--------------------

当初の指摘区分	当初の監査結果等	当初の措置内容又は未措置理由	当初の措置内容等に対する外部監査人の評価	の評価に係る措置	
監査意見	【沖縄県青少年育成県民会議】 算定基準額は、「予算の定めるところによって算出した額」となっている。あつてないに等しい基準である。詳細な算定基準を定めるべきである。	沖縄県青少年育成県民会議運営費補助金を含む3事業が、「沖縄県青少年健全育成対策費交付規程」に基づき支出しているが、支出の根拠規定が明確でないこと等から、規程の見直しを進めている。	措置を講じて評価されるべきで、今後対応を早急求められる。	「沖縄県青少年健全育成対策費補助金交付要綱」を制定（平成25年4月1日）し、交付要綱の制定に伴い、「沖縄県青少年健全育成対策費補助金交付規程」を廃止し、廃止する告示を沖縄県広報に登載（平成25年6月25日）し公布した。	福祉保健部青少年家庭課
監査意見	【沖縄県国際交流推進費補助金】 県が財団に補助金を支出している以上、財団がどのような補助金を使っているのか、その検証は極めて重要である。また、補助金支出の必要性を判断するためには、個別の事業ごとの事業収入と支出の内訳を詳細に確認する必要がある。 県は、財団から事業実績報告を受けてはいるが、実質的には人件費だけの報告にすぎない。本件事業についての事業報告、収支報告を受けていない。 また財団全体の事業報告書、財務報告書を受けてはいるが、個別の事業ごとの詳細な事業収入支出の内訳については報告を受けていない。これは内容の確認をしていないに等しい。	県と財団の連絡をとり、当該年度の事業計画について報告を受け、実績報告を受け、今後の事業改善を図る。	措置は取られていない。公表もしていない。「今後改善する」という文章のみを公表し、なんら改善されないという意図も感じられる。手続や規程が設定されているが、改善の気持ちはなさそうである。また、予算さえ実行すれば、あとは現状に対する反省はない。	財団が県の補助した人件費を活用し実施している事業及び当該取支を詳細に把握するため、「沖縄県国際交流推進費補助金に係る実績報告等事務処理要領」を策定（平成25年4月1日施行）した。 当該要領により、財団が実施している個別事業ごとの収支報告を新たに義務付けられており、指摘事項について改善を図っている。	知事公室交流推進課

〈財団法人おきなわ女性財団に関する監査上の問題点〉

指摘区分	監査結果又は監査意見の内容	監査結果又は監査意見に係る措置	担当部課
監査結果	平成12年度の監査結果に対する措置が平成16年度ないし平成18年度のものになされており、監査結果に対する措置を放置していると言わざるを得ない。このような無責任なことを許す原因のひとつは、包括外部監査に対する対応の仕方について、沖縄県においては、制度として整備されていないことにある。	監査結果を受け、平成23年10月に包括外部監査制度運用要領を制定し、包括外部監査に対応する仕組みを整備し取り組んでいる。	環境生活部平和・男女共同参画課

－平成23年度包括外部監査報告にかかる分－

指摘区分	監査結果又は監査意見の内容	監査結果又は監査意見に係る措置	担当部課
監査意見	【沖縄県の雇用問題について】 考察してきたように雇用問題は、沖縄県における「子どもの貧困」も絡んだ非常に複雑な問題系となっている可能性が高い。そうであるとしたら「みんなでグッジョブ」運	監査意見を受け、沖縄県産業・雇用拡大県民運動推進本部会議の「H25年度みんなでグッジョブ運動実施計画」において、「雇用の拡大」だけでなく、労働者の生活の安定・向上に繋がる労働条件・環境の改善を推進するなど、「雇用の質の向上」についても平成25年度から重点的に取り組んでいくこととしたところである。 また、「みんなでグッジョブ運動」以外においても、生	商工労働部雇用政策課

	<p>動に代表される現在の枠組みでは全く十分ではない。</p>	<p>生活困難者に対して必要とされている「総合的支援の普及」「就職準備支援の充実」「家庭・家族支援」などに取り組むために、ワンストップ型の総合就業支援拠点「グッジョブセンター」において、国・県・市町村、また生活困窮者とその子どもたちを支援する関係団体（沖縄県労働者福祉基金協会、沖縄県母子寡婦福祉連合会、沖縄県社会福祉協議会等）が連携を図りながら、総合的な支援を実施している。</p>	
<p>監査意見</p>	<p>【沖縄県の雇用問題について】 調査結果は広く県民に知らしめ事態の深刻さを深く認識してもらう必要がある。雇用と「子どもの貧困」という絡み合った複雑な問題系に対するアプローチとしては、雇用そのものではなく、まず雇用という統計結果の本質的な原因が隠されているかもしれない子どもの置かれている環境に「県民各層の関心を喚起」というのが正しいやり方であると考えられるからである。そのような周知についても沖縄県が果たせる役割は非常に大きい。</p>	<p>平成24年度に調査を行った結果は、県民に広く周知するために冊子にとりまとめ、平成25年度に、全335団体（市町村、報道機関、大学・公立図書館、民間団体、その他各種関係機関等）、及び56名（県議会、国会議員）の計391冊を配布したところである。</p>	<p>商工労働部雇用政策課</p>
<p>監査意見</p>	<p>【沖縄県の雇用問題について】 調査結果を踏まえて、現在の雇用に対する取り組みにフィードバックさせる必要がある。幸い、沖縄県には新たな振興計画という機会があり、一括交付金という新たな強みも手に入れている。従来からの枠組みにとらわれない自由な発送で本当に有効な効果が期待できる施策を構想できるはずである。</p>	<p>調査結果において抽出された、生活困難者に対して必要とされている「総合的支援の普及」「就職準備支援の充実」「家庭・家族支援」などに取り組むために、ワンストップ型の総合就業支援拠点「グッジョブセンター」において、国・県・市町村、また生活困窮者とその子どもたちを支援する関係団体（沖縄県労働者福祉基金協会、沖縄県母子寡婦福祉連合会、沖縄県社会福祉協議会等）が連携を図りながら、総合的な支援を実施している。 その中で、平成25年度より商工労働部が一括交付金を活用して実施する「パーソナル・サポート事業」と、国のモデル事業として福祉保健部が実施する「生活困窮者自立促進支援モデル事業」が一体となって、生活困難者等の就職を支援する取り組みを実施している。</p>	<p>商工労働部雇用政策課</p>
<p>監査結果</p>	<p>【沖縄県の事業実施についてのPDCAサイクル】 沖縄振興計画に基づき実施される事業の年度単位でのPDCAサイクルは外部からの情報を取り込むものとなっていない。自己評価自体を第三者が「評価」する、すなわち「自己評価」を「外部」に晒して、情報をフィードバックするということが実質的には行われていない。</p>	<p>平成14年度に策定された沖縄振興計画の各分野別計画に基づき、平成16年度から実施されている施策の評価については、その成果を客観的な指標を用いて、各担当部局で検証、評価し、知事、副知事、部局長等で構成される沖縄県振興推進委員会で審議を行い、行政運営の重点的、効率的な展開に反映させている。また評価結果については、県ホームページ等で公表している。 また、沖縄県では、「沖縄21世紀ビジョン基本計画」の着実な推進を図るため、「沖縄21世紀ビジョン実施計画」で示した「主な取組」とこれを課題ごとにまとめた「施策」を対象に、Plan(計画)、Do(実施)、Check(検証)、Action(改善)のいわゆるPDCAサイクルを導入し、毎年度、検証や改善を継続的に行い、この結果を取組に反映させることにより、施策の評価にとどまらず、効果的な推進を図ることを目的とし、平成25年度は、沖縄県PDCAの初年度として、実施計画で示した「主な取組」と、「施策」のうち、平成24年度に実施した1,591の「主な取組」と、245の「施策」を対象に、推進状況や成果指標の達成状況を取りまとめ、その結果をホームページで公表した。 併せて、結果に対する様々な意見を広く県民から募集し、施策や主な取組の改善に資すること等を目的に県民意見募集を行うほか、県議会議員への説明や沖縄県振興審議会での説明など、機会を捉え、外部に対する説明を行い、様々な意見を頂いたところである。 これらの意見は、主な取組の継続的改善や予算要求等に活用するものとしている。</p>	<p>企画部企画調整課</p>
<p>監査結果</p>	<p>【沖縄県の事業実施についてのPDCAサイクル】 現在行われている自己評価は外部から情報を入手できていないという意味において</p>	<p>平成25年度は、沖縄県PDCAの初年度として、実施計画で示した「主な取組」と、「施策」のうち、平成24年度に実施した1,591の「主な取組」と、245の「施策」を対象に、推進状況や成果指標の達成状況を取りまとめ、その結果をホームページで公表した。</p>	<p>企画部企画調整課</p>

	「評価」と称するには値しない。従って、評価は事業を実施した部局ではなく、振興計画の全体の進捗管理を行う部署か、仮に定員の問題があると言うのであれば、少なくとも別の部局により行なわれる必要がある。	併せて、結果に対する様々な意見を広く県民から募集し、施策や主な取組の改善に資すること等を目的に県民意見募集を行うほか、県議会議員への説明や沖縄県振興審議会での説明など、機会を捉え、外部に対する説明を行い、様々な意見を頂いたところである。これらの意見は、主な取組の継続的改善や予算要求等に活用するものとしている。	
監査結果	<p>【沖縄県の事業実施についてのPDCAサイクル】 沖縄県は沖縄振興計画に基づく事業の進捗管理に関しても年度単位でのPDCAサイクルを構築する必要がある。</p>	<p>沖縄県では、「沖縄21世紀ビジョン基本計画」の着実な推進を図るため、「沖縄21世紀ビジョン実施計画」で示した「主な取組」とこれを課題ごとにまとめた「施策」を対象に、Plan(計画)、Do(実施)、Check(検証)、Action(改善)のいわゆるPDCAサイクルを導入し、毎年度、検証や改善を継続的に行い、この結果を取組に反映させることにより、施策の評価にとどまらず、効果的な推進を図ることを目的とする沖縄県PDCAを平成25年度から実施している。</p> <p>沖縄県PDCAでは、主な取組の担当が主な取組を検証し、各部主管課等で必要な調整を行う体制を構築している。また、各部主管課等で、施策の総括を行うことで、主な取組の推進状況、成果指標の達成状況を整理した上で、各部等における今後の施策展開の方向や考え方である推進戦略案を示している。</p> <p>また、企画部が、検証の適切な実施を図る観点から、各部等へ必要な調整及び支援を行うとともに、実施結果を沖縄県振興推進委員会で審議・了承することで、全庁的に検証を進める体制を構築している。</p>	企画部 企画調整課
監査結果	<p>【沖縄県の事業実施についてのPDCAサイクル】 沖縄振興計画の理念に基づき発案された個別の事業の評価、評価に基づくフィードバックが本当に有効に機能するような「全庁的」な仕組みを構築する必要がある。</p> <p>【沖縄県の事業実施についてのPDCAサイクル】 進捗管理を統括する部署が細かく事業を追跡、評価し、次のアクションに向けてフィードバックするという仕組みが必要である。</p>		
監査結果	<p>【沖縄県の事業実施についてのPDCAサイクル】 個別事業の結果および得られた情報を元に、沖縄振興計画の理念に照らし合わせて、次の計画にフィードバックさせ、事業が1年単位で行われる以上、このループも当然年度単位で行う必要がある。</p>		
監査結果	<p>【沖縄県の事業実施についてのPDCAサイクル】 この現場からの情報と理念を照らし合わせる作業を行うには、計画全体の進捗管理を行う部署がどうしても必要である。</p>	<p>企画部では、各部等が、主な取組を着実に推進しているか、成果指標の達成や主な課題の解決に向かっているか等の視点で行った検証結果を取りまとめ、沖縄21世紀ビジョン基本計画及び沖縄21世紀ビジョン実施計画の進捗状況を確認し、公表している。</p>	企画部 企画調整課
監査結果	<p>【沖縄県の事業実施についてのPDCAサイクル】 実質的なPDCAサイクルの仕組み、すなわち、沖縄振興計画の理念に基づいて策定された個別事業が、その理念を反映するような結果を生み出せるような組織としての統制機構を内在する必要がある。</p>	<p>沖縄県PDCAの結果は、主な取組等の改善に反映させるよう努めるとともに、予算要求等への活用を図るものとしている。</p> <p>平成26年度予算編成方針においては、沖縄県PDCAの検証結果等を適切に反映させ、施策・事業の効果的・効率的な推進を図ることとしている。</p>	企画部 企画調整課
監査意見	<p>【若年者総合雇用支援事業】 沖縄県キャリアセンターについては、平成19年度の包括外部監査でも取り上げられているように、同センターの利用者数、相談件数等が事業成果として挙げられている。</p>	<p>監査意見を受けて、平成24年度の実績からは、利用者数に加え、新規雇用者数も事業成果として挙げている。</p> <p>また、直ぐに就職状況の結果を確認できない利用者に対しては、相談前に追跡調査等の同意を得た上で、メールや返信はがき等による就職状況の確認調査を実施した。</p> <p>(H24：調査人数1,295名、303名回答、就職内定者159名)。 ・H24年度キャリアセンター利用者数</p>	商工労働 部雇用政策課

<p>しかし、同センターの事業目的は雇用問題の改善を図ることにある。雇用問題を解決しているか否かの最も有用なフィードバック情報は、同センター利用者その後実際の就職状況であろう。同センターは職業紹介機能を有していないこともあり、利用者がその後どの程度就職に結びついているか追跡調査を行っていないため、この情報を元に事業の評価を行うことができていない。事業の目的を深く考えれば、何が必要か外部情報であるかは見当がつかず、この観点から捉え直す必要がある。</p>	<p>目標：20,000件 実績：11,992件 ・H24年度利用者のうち新規雇用者 目標：1,000人 実績：1,555人</p>	
<p>【母子家庭等自立支援事業】 事業報告については年度末の事業実績報告のみであり、年の中途においては事業の実施状況が把握されていない。つまり、ここにおいてもフィードバック機構が働かず、事業を1年間実質的に丸投げしているような状況となっている。それが問題であるという認識も思い浮かばないようで、ほとんど組織として長い間眠っているような状況である。</p>	<p>監査意見を受け、年度途中における事業の実施状況の把握について、平成24年度より委託先への年度途中のヒアリングを開始した。今年度も実施し、年度途中のヒアリングにより事業の状況把握に努めている。</p>	<p>福祉保健 部青少年 ・児童家 庭課</p>

—平成24年度包括外部監査報告にかかる分—

指摘区分	監査結果又は監査意見の内容	監査結果又は監査意見に係る措置	担当部課
<p>【ソーシャルビジネス支援事業】 民間の公益事業が活発になるよう、県としても継続的なバックアップが必要と思われる、今後の支援体制のあり方について検討が必要。</p>		<p>沖縄総合事務局が中心となり、民間の公益事業の現状やニーズを把握し、関係機関が連携した継続的な支援体制を構築していくために、県地域離島課、沖縄公庫、那覇商工会議所、中小企業家同友会、沖縄国際大学、NPO法人などで構成される沖縄ソーシャルビジネス振興連絡会議が設置されており、支援に取り組んでいる。</p>	<p>商工労働 部産業政 策課</p>
<p>【国内外企業誘致促進事業】 アンケートという外部情報のフィードバックの必要性（各部局や各課のより横断的な連携への意識向上と連携体制の構築の強化）</p>		<p>当課では、副知事を本部長、各部局長を構成員とした沖縄県企業誘致推進本部を昭和61年に設置し、沖縄県における企業誘致の推進に関する課題や取組などの基本的事項について協議を行い、全庁的な取り組みを推進しているところである。 企業誘致推進本部会議では、産業インフラ、生活インフラの両面において日常的な情報の収集・発信に努める必要があるとの議論があるため、「企業立地ガイド」等に、電力や工業用水、教育機関や雇用状況等の基本情報を記載し、各展示会やセミナーを始め、個別の企業折衝においても活用している。 この中で、企業からの要望に対しては、企業誘致セミナーや視察ツアーにおいて、沖縄電力、全日空、ヤマト運輸や那覇港管理組合等の物流関係者のほか、琉球大学や県立工業高等学校等の教育機関などの関係者も参加し、企業側が必要とする情報を提供するとともに、意見交換を行っている。 また、企業折衝においては、他部局や他課のみならず、国や民間等に係る情報提供や支援等が求められる際には、国税や税関、民間企業などの外部機関・団体等とも連携して対応しているところである。 アンケート結果については、興味をもっていた企業については、アンケート結果を基に職員が個別に連絡・訪問するなど、フィードバックとして必要な情報提供や立地に向けた折衝等を行っている。</p>	<p>商工労働 部企業立 地推進課</p>
<p>【新産業創出人材育成事業】</p>		<p>監査意見を受け、類似事業における事業進捗状況につい</p>	<p>商工労働</p>

	<p>執行状況が約半分と低調に事業が終了している。当初予算の見込が正しく、想定外の事象の発生という状況もなければ、期中の進捗管理に改善の余地があったのではないだろうか。</p>	<p>て、中間検査やヒアリングにより事業の状況を適宜把握し、期中の進捗管理を適正に実施している。</p>	<p>部産業政策課</p>
<p>監査意見</p>	<p>【新産業創出人材育成事業】 沖縄県では、世界的にも優れた知的財産が多数かつ永続的に生み出されることが期待されている沖縄科学技術大学院大学が開学され、その後も整備が進められているが、研究成果として生み出される知的財産を本県の産業振興につなげていく取組が必要。</p>	<p>監査意見の「研修を受けた人材を沖縄県の財産として蓄積、活用していく仕組み」については、ライフスタイルイノベーション事業において、沖縄科学技術大学院大学や琉球大学などの学術機関等が有する知的財産（シーズ）集を250部作成し、イノベーションフォーラムや産業まつり、展示会等でのシーズ例紹介などを通じて、県内企業とのマッチングに取り組み、産学官連携による研究開発の成果等を活用した新事業・新産業の創出や企業の高度化を目指す取り組みを実施している。</p>	<p>商工労働政策課</p>
<p>監査意見</p>	<p>【新産業創出人材育成事業】 当事業と同様な事業によって育成された人材を交流させするなど、研修を受けた人材を沖縄県の財産として蓄積、活用していく仕組みの検討が必要。</p>	<p>当事業で育成した4名の産学（産産）連携コーディネーターは、沖縄科学技術大学院大学（事業開発セクション・技術移転セクション）、南西地域産業活性化センター、丸市ミート（海外事業部）に在籍し、各分野において習得したスキルを活用している。 監査意見の「研修を受けた人材を沖縄県の財産として蓄積、活用していく仕組み」については、交流や情報交換の場として、県内インキュベーション支援機関との連絡会議を開催している。</p>	<p>商工労働政策課</p>
<p>監査意見</p>	<p>【おきなわ新産業創出投資事業】 委託という協働関係において毎月の進捗管理の資料を作成するか否かという論点も含めた統一的な判断基準を沖縄県として作成する必要があると考える。</p>	<p>監査意見を受けて、同事業については、仕様書に基づき、委託業者から毎月、進捗状況の報告を受けている。 なお、委託事業の進捗状況確認に係る統一的な判断基準の作成については、各事業により委託形態・内容も様々であることから沖縄県として進捗状況確認の統一的基準を作成することは時間を要する。 そのため、当面の間は個別の事業毎に要領等を作成することとした。</p>	<p>商工労働政策課</p>
<p>監査意見</p>	<p>【ものづくり基盤高度化支援事業】 開発された技術が積極的に活用される仕組みも検討されるべきであろう。</p>	<p>県では、事業成果が広く積極的に活用される仕組みとして県内企業で構成する沖縄県工業連合会へ技術的支援を行っている。 具体例として、工業技術センター等県内関係者を通じて、県内ものづくり企業の技術力や実績について幅広く情報共有を行っており、本事業で開発した耐水密封技術を活用した密封ケースなど商品化される例も出てきている。</p>	<p>商工労働部ものづくり振興課</p>
<p>監査意見</p>	<p>【沖縄スパランド構築促進事業】 今後の事業実施にあたっては、エステ・スパ業界全体の品質向上のための事業など一定の社会的な公益性を有するような事業については、組合への補助という形で実施することを検討しても良いのではないかと。</p>	<p>沖縄県エステティック・スパ協同組合は設立されて数年しか経っておらず、組合員数も現在約30店舗ほどで、推定される全事業者数の数%にしか満たない。 組織率等から考えると、組合に補助することが公益性のある事業支援になるとは必ずしも言えず、沖縄県が事業全体を把握することができる委託という形が業界全体のバランスを取ることができると考える。</p>	<p>商工労働政策課</p>
<p>監査意見</p>	<p>【就職困難者総合就職支援事業】 県から受託している相手先については、事務用品や車両のリース料、人件費、水道光熱水費等の経費に対する補助（委託料）に重複部分がないよう注意する必要がある。（委託者である沖縄県の適切な監督が必要である。）</p>	<p>監査意見を受け、平成25年度より、受託希望者に対して、交通費や光熱水費等の本体事業との区別が難しい経費については、どの事業に充てたか明確に区分するよう事前に周知し、重複支給が無いよう適切な監督に努めている。</p>	<p>商工労働部労働力開発課</p>
<p>監査意見</p>	<p>【緊急委託訓練事業】 沖縄県で需要がある職業と失業者等が望む職業が合っていないため、雇用のミスマッチ解消に向けた取組を強化すべきである。</p>	<p>委託訓練において、求人ニーズ・求職ニーズ双方のバランスを勘案した、職業訓練を実施している。 監査意見について ①雇用のミスマッチ対策として、求職者と求人企業のマッチングを促進するため、県内各地域において求人開拓を行い、県内企業等による合同企業説明会・面接会を開催して</p>	<p>商工労働部労働力開発課</p>

		<p>いる。 ②雇用のミスマッチ解消として、「雇用の質の向上」も重要であるため、県では、経済団体に対する正規雇用の拡大要請、人材育成や雇用環境に優れた企業を認証する「人材育成企業認証制度」の創設、若年従業員の定着を支援する「若年者定着支援実践プログラム事業」を実施している。</p>	
<p>監査意見</p>	<p>【情報関連産業雇用創出人材育成事業】 事業終了後の継続雇用者数を増やす工夫が必要なのではないかと考える。(県として事業終了後にできるだけ継続雇用者数が増えるような方策を検討し、実施しようという姿勢が足りないかと考える。)</p>	<p>監査意見を受けて、平成25年度より失業者の雇用を促進する基金事業について全ての事業に継続雇用計画を審査する機会を設けている。 当該事業は全て企画提案方式を採用しており、各事業者からの提案につき、審査委員会にて事業終了後の継続雇用実現性を点数化して評価することで、継続雇用の実現性が高い事業提案者が有利となるような仕組みづくりを実施している。</p>	<p>商工労働部 情報産業振興課</p>
<p>監査意見</p>	<p>【緊急雇用創出事業臨時特例基金活用事業】 沖縄県では事業結果を評価し「次に活かす」という活動が組織としては行われていない。県の担当者も基本的に3年で人事異動になるし、受託業者も変遷していく。その中で、過去の事業から蓄積したノウハウが組織に蓄積されれば、沖縄県が実施する事業の有効性は向上していくのではないかと考える。</p>	<p>監査意見を受けて、平成25年度より事業ごとに「事業検証シート」を作成し、事業の効果・成果のみならず、さらに事業効果を高めるために不足・反省・改善点を検証し、担当者・受託者が変遷しても継続して事業の精度を高めていけるよう取り組んでいる。</p>	<p>商工労働部 雇用政策課</p>
<p>監査意見</p>	<p>【子育てママの就職技術力向上支援事業】 当初から特定の団体との随意契約を想定している場合は、受託者が行うサービス等の購入において、相見積を取る等コスト削減努力が行われているかに注意が必要と考える。この点については、委託者として沖縄県が適切に指導すべきである。</p>	<p>監査意見を受けて、平成25年3月に策定した委託マニュアルに基づき、今年度より、全ての受託者に対して備品費や借料、印刷広報費等の執行の際には、相見積をとり経済性を確保するよう指導している。</p>	<p>商工労働部 雇用政策課</p>
<p>監査意見</p>	<p>【子育てママの就職技術力向上支援事業】 「営利を目的としない団体」であるからといって、一般企業のように経費削減努力をしなくてもよいという理由にはならない。国、県ともに財政が圧迫するなか、財源にかかわらずこのようなコスト削減努力に関する指導・監督・確認が必要である。</p>	<p>平成25年3月に策定した委託マニュアルに基づき、今年度より、全ての受託者に対して備品費や借料、印刷広報費等の執行の際には、相見積をとり経済性を確保するよう指導している。</p>	<p>商工労働部 雇用政策課</p>
<p>監査意見</p>	<p>【地域巡回マッチングプログラム事業】 事業終了後には適切な評価や今後活かす有用な情報の抽出・繰越が行われるべきである。</p>	<p>監査意見を受け、平成25年度より事業ごとに「事業検証シート」を作成し、事業の効果・成果のみならず不足・反省・改善点を網羅し、担当者・受託者が変遷しても継続して事業の精度を高めていけるよう取り組んでいる。</p>	<p>商工労働部 雇用政策課</p>
<p>監査意見</p>	<p>【沖縄新規学卒者等緊急就職支援事業】 現在の失業率等に対する補助・就職支援等は当然必要だが、新たな失業者を増加させないためにも、沖縄県民の県外就職に対する誤ったマイナスイメージ(単に県外を知らないから怖いという人も多いのではないかと)を払拭するための事業に更に注力する必要があると考える。</p>	<p>県民全体の県外就職意識啓発を促進するために、県内高校生を対象とした県外インターンシップの実施や、高校1、2年生及びその保護者を対象に県外就職等に関する情報をとりまとめた冊子の配布を行い、監査意見である「県外を知らないから怖いというマイナスイメージの払拭」を図っている。 また、県外のみならず、大学生や若年求職者を対象に、海外へ短期インターンシップ及び長期ジョブトレーニングを派遣する「沖縄若年者海外グローバルジョブチャレンジ事業」を実施し、若年者が県外就職の機会を自ら獲得する積極性とチャレンジ精神を醸成する事業に取り組んでいる。</p>	<p>商工労働部 雇用政策課</p>

<p>監査意見</p>	<p>【沖縄新規学卒者等緊急就職支援事業】 一部の学生の旅費等を出して県外に連れて行って終わりといった限定された範囲かつスポット事業ではなく、時間は掛かるし効果の測定も難しいが、県民全体、学生全体の意識を変える取組の予算を更に増幅する必要があるのではないかと考える。</p>	<p>監査意見は当該事業内容の県外就職旅費支援に対するものであるが、単年度ごとに成果を出す当該事業とは別に、長期的なビジョンで意識啓発を促す事業も展開している。その最たるものが、県民の就業意識の向上を目的の一つとした「沖縄県産業・雇用拡大県民運動（みんなでグッジョブ運動）」である。例えば「沖縄型産学官地域連携グッジョブ事業（予算額H25：129,612千円、H26：166,182千円）」ではジョブシャドウイングを実施（H24年度：3,377人が参加）することで、沖縄県内の児童生徒・地域全体の就業意識の向上を図り、将来的な雇用の拡大、雇用情勢の改善につなげていく。</p> <p>※ジョブシャドウイングとは、キャリア教育の一種で児童生徒が企業の職場で従業員に影のように寄り添い、働く大人の取り組む姿勢を観察することである。ジョブシャドウイングを体験することで、児童生徒が仕事や職種に関する知識の幅を広げ、自身の将来の夢や進路について自分で考えるきっかけとなることを目的とする。</p>	<p>商工労働 部雇用政 策課</p>
<p>監査意見</p>	<p>【沖縄新規学卒者等緊急就職支援事業】 県が長期かつ効果測定の難しい事業を実施しにくいのは理解できるが、喫緊の課題に対応すべき単年度（または短期）で成果を出すべき事業だけでなく、長期的なビジョンに基づく将来への種まきのような事業も増やすべきではないかと考える。</p>	<p>監査意見を受けて、就職率や継続雇用状況などの受託者の成果については、平成24年度より「雇用政策課業務概要」（毎年度作成し、課ホームページや冊子配布によって公開）において、事業成果と同時に受託者名を掲載し他の部署にも配布を行うことで、情報の共有を図っている。</p>	<p>商工労働 部雇用政 策課</p>
<p>監査意見</p>	<p>【若年者ジョブトレーニング事業】 受託者の成果（就職率や事業終了後の継続雇用状況）を評価・繰り越して他の部署とも情報共有することが有益ではないか。</p>	<p>監査意見を受けて、H25年度実施事業より仕様書に事業目標値を設定し「本成果目標の達成度は、翌年度に雇用政策課が実施する業務委託における委託業者選定の参考とする」の文言を加えている。</p>	<p>商工労働 部雇用政 策課</p>
<p>監査意見</p>	<p>【若年者ジョブトレーニング事業】 業務の成果を沖縄県として繰越して他の事業における受託者選定时利用する可能性がある旨（成果が不十分な業者・経費精査等で不誠実な行為があった業者等は今後沖縄県からの業務受注時に不利になる旨）を公表・伝達すべきである。</p>	<p>平成24年度は事業対象者の変更など特別事情によって数値が大きく変動する「参加者数」「利用者数」を成果指標とし行政評価を行っていたが、監査意見を受けて、平成25年度からは監査意見を踏まえ「新規雇用者数」を新たに加えることで就職率などを求められるよう工夫し、特別事情の影響を受けにくい実績評価となるよう取り組んでいる。</p>	<p>商工労働 部雇用政 策課</p>
<p>監査意見</p>	<p>【沖縄観光サポーター事業】 OCVBの当該事業に関する需用書（コピー用紙等）の中に、請求書日付が空欄の物が発覚された。また、当該需要費の納品書では、「納期：御相談の上」「受渡場所：貴社御指定の場所」「支払条件：御相談の上」となっていた。上記のような納品書が存在する状況では、OCVBと業者間でも同様の問題が生じているのではないかと疑念を抱かれてもやむを得ない。沖縄県は委託者として適切な監督を行う必要がある。</p>	<p>監査意見を受けて、平成24年度以降の人材育成に関する事業については沖縄振興特別対策推進交付金チェックリストに沿って請求書日付の空欄チェックを含めた書類の作成指導を強化していく。 (H24年度：12/5,12/14に検査実施、H25年度：12/27に検査実施)</p>	<p>文化観光 スポーツ 部観光振 興課</p>
<p>監査意見</p>	<p>【外国人観光客受入強化事業】</p>	<p>当該事業の報告書は県のホームページに公開し、他部署</p>	<p>文化観光</p>

	<p>事業においては作成された報告書は、民間と官とが効率よく協働していくためにも、部局間において横断的に情報の共有、蓄積が図れるような仕組みがひつようである。</p>	<p>等も含めて情報の共有を図っている。 また、後継事業の多言語コールセンター事業においては、メールマガジンやインバウンド連絡会等を活用し、外国人観光客からの問合せが多い事項等、外国人の受入環境の改善に必要な情報について民間事業者も含めて幅広く情報共有を図れる仕組みを構築している。</p>	<p>スポーツ部観光振興課</p>
<p>監査意見</p>	<p>【外国人観光客受入強化事業】 沖縄21世紀ビジョンの基本である官民協働を効率よく行っていくためには、情報をフィードバックさせる仕組みは充実させる必要がある。事業終了後の各事業の継続状況等を確認すべきである。</p>	<p>当該事業は単年度で終了したものの、後継事業においては、助成事業完了後の継続状況の聞き取りを行い、必要に応じて助言を行う等、事業の継続・発展に向けたフォローアップを行っている。</p>	<p>文化観光スポーツ部観光振興課</p>
<p>監査意見</p>	<p>【博物館・美術館指定管理費】 指定管理者の業務を行った際の経費について、委託費ではなく施設管理費として計上されている。委託料については、相見積を取るコスト削減努力をすべきである。これらの問題については、指定管理者制度運用委員会において厳しく追及されており、当該委員会の意見等を踏まえて適切な対応がなされるべきである。</p>	<p>監査意見を受けて、指定管理者の累積赤字を解消し、県民サービスの安定的な提供につなげる観点から平成25年11月に中小企業診断士による診断指導を行った。 現在は相見積をとり、コスト削減を図っている。 今後も、指定管理者者制度運用委員会やモニタリングを通じ適切な対応がなされるよう指定管理者を指導していく。</p>	<p>文化観光スポーツ部文化振興課</p>
<p>監査意見</p>	<p>【博物館・美術館指定管理費】 料金が悪いのか、企画そのものが悪いのか、宣伝効果が悪いのか、ニーズ調査をしているのか。</p>	<p>監査意見を受け、ニーズ調査として、館全体に関する総合アンケート及び企画展ごとのアンケートを実施した。 平成24年度は年間通して325件の回収件数であったが、アンケート回収方法等を変更した結果、平成25年12月現在で755件のアンケートを回収した。 ニーズ調査事例の具体例として博物館常設展の導線が分かりにくいという声に対し、ポールを立て表示するなどの対応を図った。</p>	<p>文化観光スポーツ部文化振興課</p>
<p>監査意見</p>	<p>【博物館・美術館指定管理費】 自主事業について目標がない。達成率がないと評価もできない。指定管理者は自主事業で稼がないといけないが、それがうまくいっていないのに指定管理料の値上げの話をして困る。</p>	<p>監査意見を受け、平成25年度の自主事業展覧会「ジミー大西展」では、目標を30,000人と設定した。 目標達成に向け取組んだ結果、実績は45,725人で、達成率は152%となった。 今後も指定管理者制度運用委員会の意見等を踏まえ、適宜対応していく。</p>	<p>文化観光スポーツ部文化振興課</p>
<p>監査意見</p>	<p>【博物館・美術館指定管理費】 観光客を誘致するために、観光関係の団体と連携したり、いろんな形があると思うが取組をしたのか。</p>	<p>監査意見を受け、平成25年度においては、県内140カ所のホテル等観光施設への情報提供、沖縄コンシェルジュ協会に対する説明会の開催、那覇市観光協会との連携による周遊バスのルート化・広報を実施した。 また、初の試みとしてレンタカーへのステッカー広告の実施、フェイスブック開始による情報発信の強化を行った他、沖縄修学旅行説明会（於：東京・大阪）に初めて参加し営業活動を行った。 更に、当館周辺ホテルへの営業活動の結果、博物館・美術館の宿泊プランが開発された他、博物館企画展（三線のチカラ）の旅行社に対する商品化依頼を実施した。 以上の取り組みにより、平成25年度の月平均観光客入場者数（推計）は平成24年度から約200人増加した。</p>	<p>文化観光スポーツ部文化振興課</p>
<p>監査意見</p>	<p>【アジアユース人材育成プログラム事業】 今後、この事業で構築されたネットワークが沖縄県にとって有効に機能し始めるのは、参加青年が各専門分野で活躍できる段階になってからであろう。沖縄県が目指す「沖縄21世紀ビジョン」の「世界に開かれた交流と共生の島」実現に資するためにも、</p>	<p>長期的な視点でサポートする体制として、フェイスブックに事業年度毎のページを作成しプログラム終了後も、参加者同士で情報交換を行なえる環境が作られている。 また、交流推進課で実施している各交流事業の県内参加者を対象とした同窓会を今年度より実施しており、長期的な視点で構築されたネットワークのサポートを始めている。</p>	<p>知事公室交流推進課</p>

構築されたネットワークが接続できるよう、県は長期的な視点でサポート体制を整備する必要がある。		
--	--	--

発 行 所
沖 縄 県 総 務 部
総務私学課
電話番号 098-866-2074

印 刷 所 株式会社 ちとせ印刷
〒901-2131 浦添市牧港二丁目1番5号